

昭和26年10月20日



第50号

足立区政ニュース

THE ADACHI KUSEI NEWS

発行所 足立区役所
東京都足立区北島十吉
編集 総務課文書係
浅草 04401
電 足立 { 3 1 1 5
 { 3 1 1 5
東京都足立区千住2/55
巧文社印刷所(織田)
電話足立 { 3406
 { 3767



○……わあー、わあーと喚声、また喚声、からりと澄みわたつた秋晴れの日、人馬一体となつて崩れ落ちると一瞬、空へぬけるような勝どきがあがる、これは去る3日千寿第1小学校で行われた秋の運動会の一コマ、騎馬合戦である。

○……秋の運動会はいまがたけなわ、赤勝つように、白勝つように、の声にのつて、次々と繰りひろげられる競走に遊戯に、プログラムが進んで行く。
○……これら区立中小学校の運動会は、本月末で全スケジュールを終わり、27、30日にはそれぞれ中小学校の連合

運動会が行われて秋の体育絵巻に一応の終止符を打つことになつている。

○……その後は10月鍛えた健全な身体で、菊薫る11月を静かに迎えるため、各校ではそれぞれの演劇に、合唱に、読書に、11月3日の足立文化祭を目指して、もうその準備にとりかかっている。

10月1日から

東京都足立福祉事務所発足

社会福祉法第13条の規定により10月1日から社会福祉に関する事務を取り扱う東京都足立福祉事務所が千住中居町16番地(千住金美館前)に設置され同時にこれに伴う人事が発令になった。

所 長 加藤 憲治
所長室主査 岡 / 新一
相談課長 萩 政一
厚生課長 伊藤 章光

なお、従来の民生館、民生事務所は、その儘民生出張所として従来通り事務を取り扱う。

◎福祉事務所の内容

1. 事業の内容

生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法のいわゆる厚生三法に

お知らせ

区立学校生徒の父兄に

区のエデュケーション課には学校教育法施行規則で定められた学令簿が備えてありますがこれには区立小中学校児童生徒の本籍地現住所その他種々の身上に関する事項が記載されております。生徒が将来上級学校へ進学したり、就職したりする際の、学校側の報告書は、この学令簿によつて作成されるのですが、父兄の中には、これら記載事項に異動、変更があつた場合でも、エデュケーション課に届出なかつたため、もとのままになつてた例が非常に多く、エデュケーション課からの入学通知書その他が、父兄の手許に届かなかつたり、苗字が昔のままになつてた例もあつた訳で、これらの間違いをなくすために、児童生徒の身上に関し次のような場合には、必ず学校へ届け出るよう御注意下さい。

- (1) 本籍地の変更
- (2) 現住所の変更
- (3) 子弟の氏名の変更
- (4) 生年月日の改訂
- (5) 保護者の変更
- (6) 保護者の住所の変更
- (7) 保護者代理の設定消滅
- (8) 子弟と保護者との関係の変更

なおその他詳しいことは各学校、PTA会長、エデュケーション課にお問い合わせ下さい。

定める援護、育成又は更生の措置に関する事務とこれに密接な関係をもつその他の社会福祉に関する事務をとりあつかう。

2. 事務所には次の課が設置されて、それぞれの事務を行うことになっている。

イ 所長室

人事、庶務、経理、統計などの事務を行う。

ロ 相談課

援護、育成及び更正など生活の保護に関する一切の個別的調査

商工相談 (区役所会議室)

毎月第1第3木曜日
午後1時～4時

法律相談 (千寿第1小学校)

区民法律相談
毎月第3木曜日
午後1時～4時

都民法律相談

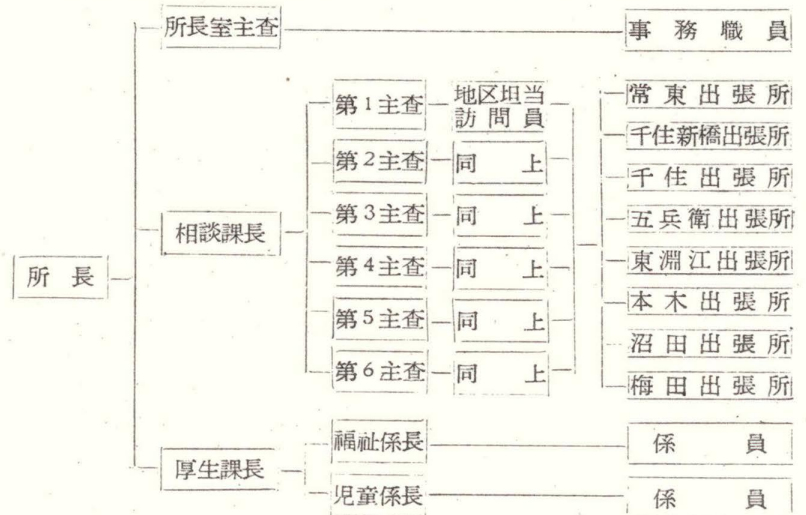
毎月第3水曜日
午前10時～午後4時

相談指導及び処置の事務を行う

ハ 厚生課

相談課所管事務以外の一切の福祉事務を行う。

3. 職員の構成は次の図の通り



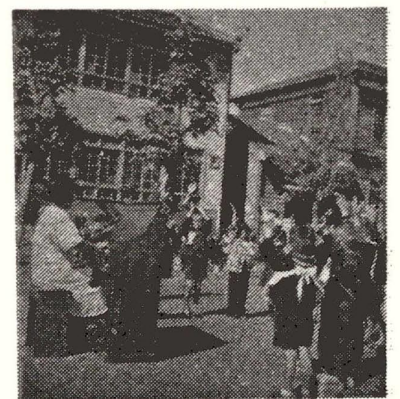
農村主婦の負担軽減

区内3か所に農繁期保育実施

猫の手も借りたい農繁期、朝早くから夜は暗くなるまで、産米供出の100%を期して働き続ける農家の人々にとつて、まだ学校へ行っていない小さな子供達の世話は、どうしても行き届かない点が起きてくる。その結果、農家の主婦は子供の世話のために必要以上の負担を背負い、家庭と仕事との間にはさまつて、心労と労働に過度の疲労を招きつつある現状なので、これら農村の主婦の過労を防ぐためにも、子供達を健全に育成するためにも又文化に関心を示せる余裕を与えるためにも、区では農村地帯の児童委員及び婦人会に農繁期保育実施の希望の有無を問い合わせたところ区内の花畑、舎人、入谷の3婦人会から農繁期保育を実施してもらいたい旨区に申請があり区では早速調

査の上これら保育所を農繁期間中(10月1日から11月末日までの)1か月間、それぞれ申請のあつた場所で(別項)保育を実施することとした。

農繁期保育実施場所 期間
○入谷町319 源照寺 10.11～11.10
○舎人町1,437 西門寺 10.10～11.9
○花畑町3,689 花畑小学校 10.1～10.31
受託人員 入谷、舎人 100名
花畑—250名



圓滑な主食の配給に

消費者の注意

今年の4月から主食の配給が民営米屋の手で行われておりますが、主食はまだ食糧管理法などによる統制品でありますので、これらに違反が起らぬよう経済課の職員が毎日1軒々々米屋を廻つて指導監督につとめておりますが、消費者の方々も次の点に注意されて主食の取り扱いに違反などを起さぬよう御協力下さい。

- ① 米を受け取る場合は販賣整理票に必ず自分の印を押すこと。これは配給に間違いを起さないために必要。
- ② 米を受け取りたくない時はかならず米屋に申し出る。なおその月の米を翌月末までに取らない時は自然に配給辞退として取り扱われる(辞退すべき米を米屋が仲介して他人に賣ることはげん禁されている。)
- ③ 配給米は玄米を64%についたもので現在の食糧事情と栄養の上から政府で定めた規格であるから、これ以上白い米を配給前に作つてそれを配給する米屋は違反になる。又消費者も規格以上の白い米を要求しないこと。
- ④ 米などを計る場合大きなハカリで

少量を計ると量目不足などの間違いが起りやすいので、区では米屋にたいして少量の場合は小さなハカリを使うよう指示している。

- ⑤ 月末には出張所で通帳に必ず検印を受ける。これは年令、人員などを確認して正しい配給をするため必要
- ⑥ その他配給上のことでわからないことがあつたら経済課配給係に問い合わせのこと。

区民の皆様

特別区民税第3期の納期は10月ですからどうぞお忘れなく次の所へお納め下さい。

- (1) 足立区役所区金庫
- (2) 梅島支所区支金庫
- (3) 区役所出張所
- (4) 公金収納取扱店
- (5) 都内23区の郵便局

新しい戸籍

親権につて(1)

親権とは、成年に達しない子の身体及び財産に関する保護を目的とする父母又は、その一方のする権利と義務を指し、子の保護教育、居所の指定、懲戒、子に代つて、営業、若しくは、財産の管理、処分、その他身分上の行為をし、又は、子の営業を許可し、若しくは財産の管理、処分、身分上の行為に同意を与える等の行為である。

第一、親権に服する者及び親権者
1. 親権に服する者——未成年者のみである。但し、未成年者でも婚姻した者は、成年に達したものと見做される(民法第753条)から親権の行使は出来ない。

2. 親権者

(イ) 父母婚姻中——共同で親権を行う。

父母の一方が事実上親権を行うことが出来ない時は、他の一方が行う。

(ロ) 父母の離婚後——父母が離婚する場合未成年の子があるときは協議で親権者を定めなければならない。(離婚届書第8欄に記入する) 協議が調わないときは、審判による裁判上の離婚の場合は、裁判所が親権を定める。

新法施行前に離婚したものについては、協議、又は、審判による親権者指定の届出がなければ、共同で行う父母が再婚すれば、共同で行う。

婚姻中懐胎し、離婚後に子が出生したときは、母が親権を行う。子の出生後、協議、又は、審判で父を親権者と定めた場合に限り、父がこれを行う。

(ハ) 嫡出子でない子の親権は、母が行い、母が未成年者であるときは、母の親権者が代つて、親権を行う。父の認知した子については、協議、又は、審判により、父を親権者と定めることが出来る。新法施行前に、父の認知した子については、協議、又は、審判により、親権者が定められている場合を除き、共同で親権を行う。

協議で一旦定めた親権者を、更に協議で変更することは出来ない。子の利益のため、必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によつて、親権者を変更することが出来る。

親権者変更前、親権者が死亡した場合には、後見が開始され、たとえ一方の親があつても親権は、行使出来ない。

(ニ) 養子は養親の親権に服し、実親は親権を行うことが出来ない。但し、夫婦の一方が、他の一方の子を養子としたときは、夫婦共同で親権を行う。

3. 届出

親権者指定の必要な場合——父母が離婚したときは、離婚届書に、何れの親権に服するかを記載するので親権者を定める届出は必要ではないが、その他の協議、又は審判で定まる場合は、届け出なければならない

6・3制整備費の配分決る

83教室の新、増築

昭和26年度の区に対する6・3制整備費の配分が決まつたので、区では各小中学校の実情を調査検討した結果、次の通り区立中小学校83教室を新、増築することに決定した。

○中学校

区立第6中学校	増築	4教室
〃 第12中学校	〃	8 〃

○小学校

区立千寿小学校	増築	6教室
〃 千寿第2 〃	〃	6 〃
〃 西新井 〃分校 〃	〃	8 〃
〃 江北 〃 〃	〃	6 〃
〃 宮城 〃 〃	〃	6 〃
〃 大谷田 〃 〃	〃	8 〃
〃 淵江 〃 〃	〃	4 〃
〃 千寿第5 〃分校新築	6教室	
〃 弘道 〃分校(仮称)		

新築 15 〃

第4回足立区民体育祭



4千人が参加 足立“陸の祭典”終る

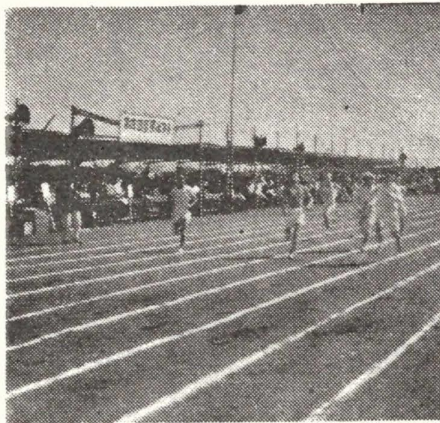
第4回足立区民体育祭は快晴に恵まれた10月7日午前9時から5万を数える大観衆を集め、千住新橋グラウンドで華々しく開かれた。競技開始に先立ち大山大会会長から、健全な精神は健全な身体に宿る、フェアなスポーツマンシップを発揮して、正々堂々と技を競われんことを願う挨拶があり、次いで選手代表による宣誓があつた後、同9時45分一般男子100米予選から競技に入つた。本日の成績は次の通り。

【男子】

〔100米〕 ①渡辺光男11秒8 ②中山光夫11秒9 ③大島康12秒0 〔400米〕 ①宮本孝三郎60秒2 ②野村清60秒2 ③長田隆夫60秒4 〔1,500米〕 ①宮本孝三郎4分45秒2 ②湯浅和良4分48秒8 ③遠山金次4分48秒9 〔1万米〕 ①鈴木金次郎39分33秒2 ②金子弘39分57秒2 ③本間隆39分59秒5 ④中村清作 ⑤福田樹緑 ⑥湯浅知良 〔走巾跳〕 ①岩谷悦孝5米96 ②伊藤久光5米89 ③手塚清吾5米65 〔走高跳〕 ①中村登一1米70 ②関多清造1米65 ③木下喜壮1米60 ④小林英治 〔砲丸投〕 ①牟田義則11米28 ②奥村友二10米96 ③浜野正雄10米51 〔3段跳〕 ①岩谷悦孝12米64 ②内藤保11米78 ③小林英治11米72 ④野村喜好 ⑤大久保普

【女子】

〔50米〕 ①鶴岡きみ子7秒4 ②薄倉弘子8秒 ③大和田教子8秒 ④本田幸子⑤



(男子100米)

根元慶子⑥本田和子 〔100米〕 ①大和田教子13秒4 ②田口幸子13秒5 ③斎藤とし子13秒6 〔走巾跳〕 ①宇治橋英子3米92 ②島瀬久仁子3米87 ③椎橋みち子3米77 〔走高跳〕 ①宇治橋英子1米30 ②小倉美津子1米25 ③島瀬久仁子1米20 ④荒井よし子 〔砲丸投〕 ①島瀬久仁子8米72 ②椎橋みち子7米49 ③加藤7米49 ④高木千佳子7米47

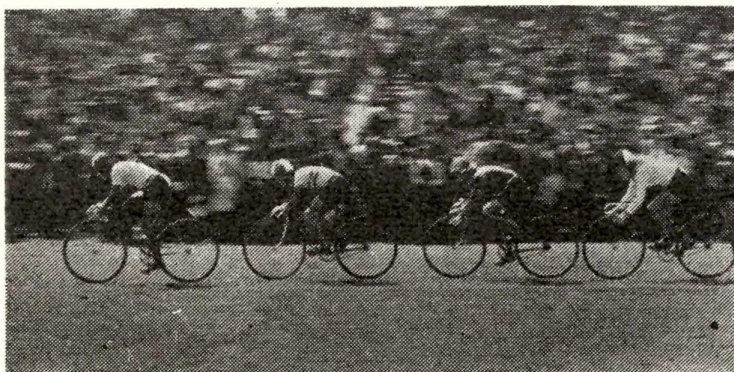
【団体対抗競技】

〔子供会対抗400米リレー〕 ①関原子供会60秒6 ②柳町子供会

〔中学校400米リレー〕 ①第7中学校58秒2 ②第12中学校 ③第6中学校

〔青年会400米リレー〕 ①江北チーム51秒2 ②かもめくらぶ ③千住3丁目 ④足高チーム

〔会社工場400米リレー〕 (男子) ①日立亀有工場55秒 ②14中学校OB ③岩谷製作所 (女子) ①高砂チーム60秒4 ②14中学校OB ③千住高砂チーム



(自転車競走)

〔官公庁400米リレー〕 ①梅島第2小学校教員55秒4 ②第8中学校教員55秒5 ③千寿第4小学校教員55秒8

〔文化団体400米リレー〕

①かもめクラブ55秒 ②千住金美館55秒3 ③千住3丁目

〔柔道〕 ①清水輝嶽 ②田村四郎 ③大島正弘 △自転車2千米 ①永牟田篤 ②石井宏旺 ③西田秀雄

ことしの“赤い羽根募金”

本区の目標額2百4万6千円

10月1日からことしの赤い羽根共同募金が行われているが、本区でも2百4万6千円の募金目標額を目指して31日まで足立区共同募金協力会がこの運動を推進することになっている。

赤い羽根共同募金は「国民たすけあい」の社会相互扶助の精神から出発する大衆の自発的意思に基づく一大国民運動であり、この募金によつて集まつた金は、生活保護、医療保護、児童保護、経済保護（共同浴場、共同宿泊所等）社会教化（隣保館、特殊婦人収容施設等）等の民間施設に配分されて大きな役割を果たしており、募金協力会ではこれら社会公共の福祉のため区民各位の一層の協力を望んでいる。

共同募金のはじまり

共同募金—コミュニティ・チェスト—とは、公衆の箱を意味し、この国民たすけ合い運動は、1913年米国オハイオ州のクリーブランド市で行つたのがはじめて、昔スイスの山村にいた牧師が道をゆく金持をみて、何故多く持っている者が持たないものを助けないのだらうと思い、道端の木に箱をとりつけて「与えよ、とれよ」と書きこんで旅人に訴えたところ、ある者はこれをみて金を入れ、ある者は引き出したという。この慈善箱が伝わつて共同募金の習慣をつくつたといわれている

足立診療所が区に移管

外科内科（婦人科も含む）の簡単な診療治療を実費でやれる足立診療所がこのほど都から区に移管されたが、入院施設がないため大きな手術は行われな